

桑名建設事務所地域維持型維持管理業務総合評価方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「会計規則」という。）の規程により三重県が発注し、桑名建設事務所が施行する維持管理業務において、桑名建設事務所地域維持型維持管理業務総合評価方式（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し必要な事項を定め、その適正な活用により、地域の維持管理に不可欠な事業について、確実な実施体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、入札者から入札時に業務価格と共に地域精通度、機動性等（以下「性能等」という。）に関する提案（以下「技術提案」という。）をもって申し込みをさせ、価格だけでなく、価格以外の性能等について審査し、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

ただし、契約内容の適正な履行を確保するために、会計規則第66条で規定する最低制限価格を設定する。

(対象業務委託の範囲及び指定)

第3条 この要領に定める対象業務は、桑名建設事務所管内で実施する地域維持型維持管理業務（緊急時を含めた維持修繕業務、道路除草業務、雪氷対策業務）（以下「業務」という。）とする。

2 桑名建設事務所長（以下「所長」という。）は、前項の業務について、桑名建設事務所建設工事競争入札審査会（以下「競争入札審査会」という。）の審査を経て指定を行う。

(入札方式の指定及び執行)

第4条 知事又はその委任を受けて契約の締結権を有する者（以下「契約締結権者」という。）は、前条に該当する業務の実施に当たり、競争入札審査会の審査を経て入札方式の指定を行う。

2 契約締結権者は、前条で指定した業務の落札者の決定までの執行に関して、第5条に規定する総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）の調査、審議を経て、競争入札審査会の承認を得るものとする。

(技術審査会)

第5条 競争入札審査会の長は、技術審査会を設置することとする。

2 技術審査会は次に掲げる事項を調査、審議し、その結果を競争入札審査会に報告するものとする。

- (1) 総合評価にかかる技術提案の要求要件、技術提案の範囲の設定
- (2) 総合評価にかかる評価基準の設定
- (3) 提出された技術提案の審査

(4) 実施体制の確認審査

- 3 技術審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成するものとし、構成員は対象業務の規模・内容により選定するものとする。
- 4 技術審査会は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 前項の規定による意見の聴取において、学識経験者から当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、技術審査会は、当該落札者を決定するに当たり、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告又は技術資料収集に係る掲示等に明示する事項)

第6条 技術提案を募集する場合には、入札公告に係る掲示及び入札説明書等に次の事項を加える。

(1) 入札公告に係る掲示

- ア 当該業務が、桑名建設事務所地域維持型維持管理業務総合評価方式であること。
- イ 桑名建設事務所地域維持型維持管理業務総合評価方式の競争入札参加資格に関わる事項
- ウ 技術提案により実施しようとする場合は、その内容を明示した技術提案書を提出すること。
- エ 資料のヒアリングを実施すること（資料のヒアリングを実施する場合）。
- オ 技術提案で求める性能等の要求要件及び評価基準
- カ 実施体制の確認審査に関わる事項
- キ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書等

- ア (1) の内容の詳細
- イ 技術提案等は競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たっては、実施の確実性、安全性、費用等について評価すること。

(技術提案の提出)

第7条 技術提案の提出に係る手続は次のとおりとする。

(1) 技術提案を求める範囲

技術提案を求める範囲は、実施体制の確保等に関するもので、より確実な実施が期待できるものを、業務の特性に応じて定めることとする。

(2) 技術提案の提出方法

入札者は、技術提案を行う場合は、その内容を明示した技術提案書等を提出するものとする。

(提出資料のヒアリング)

第8条 競争入札審査会の長は、必要があると認めるときは、提出された技術提案のヒアリングについて、技術審査会に実施させることができるものとする。

(技術提案の審査)

第9条 提出された技術提案については、技術審査会による審査を経て、競争参加資格の確認に反映されるものとする。

- 2 技術提案の審査に当たっては、実施の確実性、安全性、経済性等を評価するものとする。

(総合評価の方法)

第10条 総合評価の方法については次のとおりとする。

- (1) 性能等の要求要件について、当該業務の目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。
- (2) 各評価項目の評価に応じ得点を与える。
- (3) 価格及び性能等に係る総合評価は、除算方式とし、標準点に(2)の各評価項目の得点の合計を加算したものを当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。(別添資料1参照)

(落札者の決定)

第11条 落札者の決定については、入札者に価格及び性能等を持って申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、前条により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が最低制限価格から予定価格の範囲内にあること。
 - (2) 入札に係る性能等が、入札公告又は技術資料収集に係る掲示において明らかにした性能等の最低限の要求要件を満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(落札者の履行責任)

第12条 落札者は、契約締結後、自らの提出した技術提案に記載された事項を履行する責任を有する。

(試行)

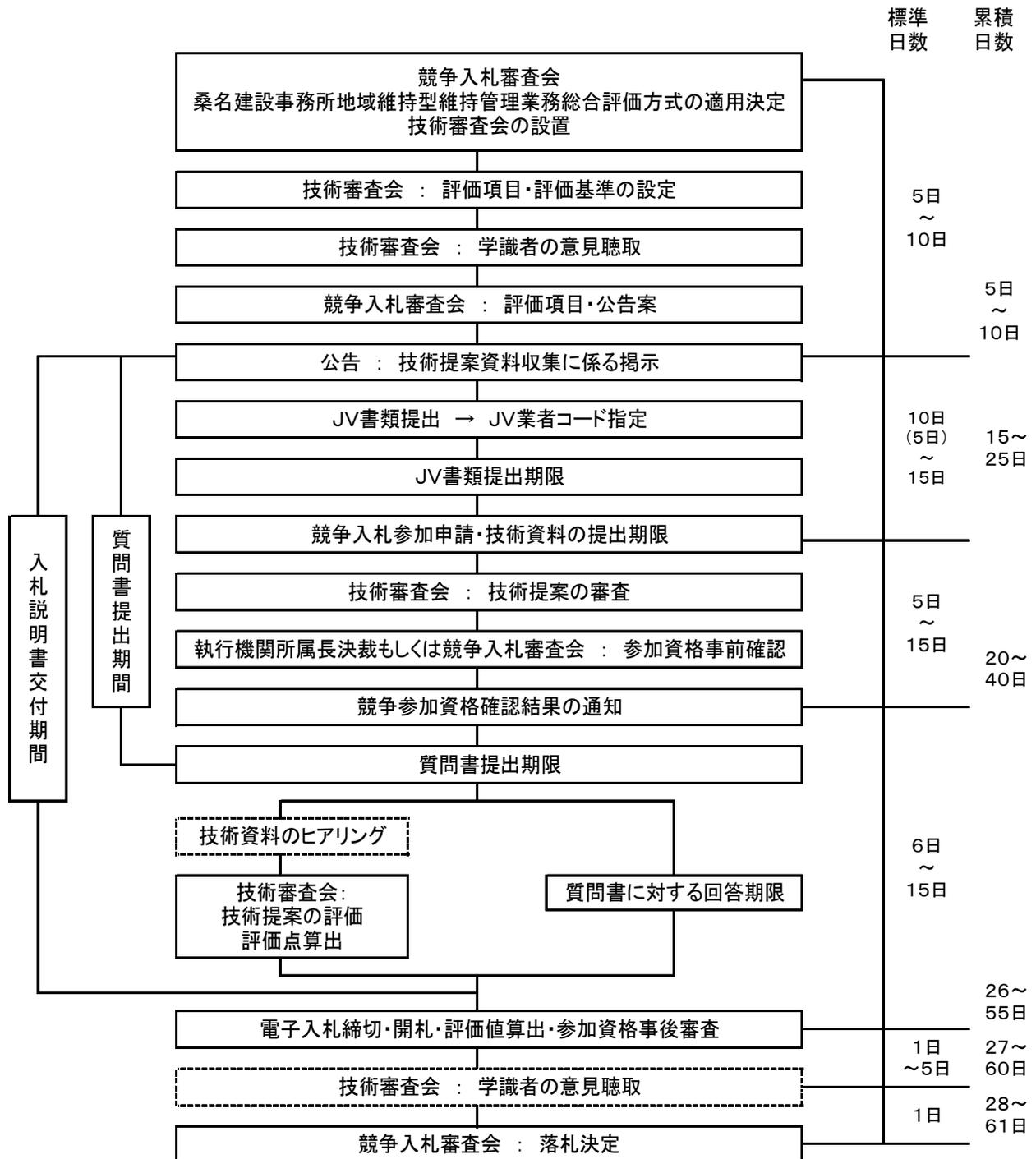
第13条 当該要領にもとづく桑名建設事務所地域維持型維持管理業務総合評価方式の入札手続の流れについては、別紙1を基本とする。

- 2 当該要領にもとづく桑名建設事務所地域維持型維持管理業務総合評価方式については、部分的にこの要領によらず試行することができるものとする。ただし、その場合は入札公告に係る掲示にその旨を記載することとする。

附 則

この要領は、平成26年7月23日から施行する。

(別紙1) 桑名建設事務所地域維持型維持管理業務総合評価方式(一般競争入札)の入札手続の流れ



注 積算基準や参考とする積算資料がないものについては、技術提案に含めた総合評価を行うことがあります。
 競争参加資格がないと認められた者については、「競争参加資格がないと認められた理由の説明要求」や「理由説明要求に対する回答」に対応するものとします。
 フローに示す日数は、参考日数です。
 公告から技術資料の提出期限までの標準日数に「(5日)」とあるのは、現場に応じた施工計画や施工方法に関する提案(技術力要件)を求めない場合に限りです。
 土曜日、日曜日、祝日等を除いた日数で設定することにより、手続きを行える日数が確保されるよう配慮すること。
 [] は、必要に応じ実施するものとします。
 フローに示す技術審査会の開催時期等については、標準を示していますが、その効率的運営を妨げるものではありません。